

令和 7 年度

全国安全週間実施要領

● 準備期間：6 月 1 日～30 日 ● 本週間：7 月 1 日～7 日

～ 令和 7 年度スローガン ～

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

会長メッセージ

令和 7 年度の全国安全週間を迎えるに当たりご挨拶を申し上げます。

建設業を取り巻く環境は、気候危機、自然災害、インフラ老朽化問題等、年々厳しさを増しており、建設業の役割はますます大きくなっています。

建設業が「憧れの産業」として、今後も安定的に発展し、社会に貢献していくためにも、建設工事に従事するすべての方々が安全で安心して働くことのできる魅力ある職場環境づくりは非常に重要です。

この建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の弛まぬご努力により長期的には減少傾向にあります。近年は下げ止まりの状況にあります。令和 7 年 3 月の労働災害発生状況の速報値では、建設業における休業 4 日以上 の休業災害は 13,661 人で、前年同期比 3.9% の減少となっているものの、死亡災害は前年同期に比べて 14 人増加の 226 人となり、非常に憂慮すべき状況であります。

特に建設業の労働災害で最も多発している墜落・転落災害については、依然として死亡災害の 33.2%、死傷災害の 31.4% を占めており、なお一層の取り組みが求められます。

当協会といたしましても、今年度が計画期間の中間年に当たる「第 9 次建設業労働災害防止 5 か年計画」の目標達成を目指して、各種事業活動に積極的に取り組んでまいりますので、関係各位のご協力をお願い申し上げます。

会員各位におかれましては、令和 7 年度全国安全週間に際し、準備期間及び本週間において取り組むべき事項をまとめた本実施要領を参考に、経営トップの強力なリーダーシップの下、関係者が一丸となって現場での自主的な安全衛生活動をより一層推進していただけますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月

建設業労働災害防止協会
会長 今 井 雅 則No. 1 新内 真衣
(元乃木坂 46)
No. 760101

I 趣 旨

本年度の全国安全週間は、厚生労働省の「令和7年度全国安全週間実施要綱」に基づき、6月1日から30日までを準備期間、7月1日から7日までを本週間として、下記のスローガンのもとに展開される。

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

この全国安全週間を契機に、経営トップの明確な方針のもと、店社と作業所が緊密に連携して安全衛生水準の一層の向上を図り、実効ある安全衛生管理活動を実施する。

II 会員が実施する事項

会員は本実施要領をもとに、企業の実態に即した実施計画を作成し、積極的に推進する。安全衛生活動の実施に当たっては、「建設業労働災害防止規程」、「第9次建設業労働災害防止5か年計画」及び「令和7年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等を活用する。

厚生労働省 安全週間実施要綱	建設業労働災害 防止規程	第9次建設業労働災害 防止5か年計画	令和7年度建設業労働 災害防止対策実施事項
			

準備期間（6月1日～30日）の実施事項

☑チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

実施内容	
1 経営トップ等による現場安全点検等の実施	☐ ① 安全衛生管理体制及び安全衛生教育等の実施状況の確認 ☐ ② 労働安全衛生関係法令及び社内の安全衛生規程等の遵守状況について安全パトロール等による現場の総点検の実施 ☐ ③ 経営トップ等による安全訓示等を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚 ☐ ④ ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
2 リスクアセスメントの確実な実施	☐ ① 設計段階、計画段階等におけるリスクアセスメントの実施と、その結果に基づくリスク低減措置の実施状況の確認 ☐ ② リスクアセスメント実施に必要な機械等の仕様書、災害事例等の情報を入手し、その結果を作業計画・作業手順書、安全工程打合せに反映し、その実施を確認
3 コスモスの導入と実施	☐ ① コスモスガイドラインに基づいたシステムの導入と実施によるPDCAサイクルの確立 ☐ ② 関係作業員に対するシステムの理解促進のための、コスモスガイドラインの教育等の実施 ☐ ③ 内部監査の実施と改善
4 墜落・転落災害の防止（三大災害の絶滅）	☐ ① 設計段階、計画段階等において、高所作業が不要となる工法の採用等危険有害要因の低減、手すりの設置等の設備面の工学的対策、現場ルールの設定・遵守等管理的対策、保護具による対策を順次検討し、フェールセーフ思想に基づき重層的に実施 ☐ ② 高所作業における作業床・手すり等の設置、その設置が困難な場合の防網（安全ネット等）や安全帯取付設備の設置の徹底 ☐ ③ 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施 ☐ ④ 使用状況に合わせた適切な安全帯の選定・使用前点検の実施・確実な使用、併せて、フックの掛け替え時には二丁掛け安全帯の使用 ☐ ⑤ 作業主任者、作業指揮者による安全帯の使用状況の監視 ☐ ⑥ フルハーネス型安全帯を使用する場合には特別教育の受講 ☐ ⑦ 法定の措置に加え、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている『安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について』に基づく措置の実施 ☐ ⑧ 足場の組立て等においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく「手すり先行工法」や、十分な安全対策を盛り込んだ「大組、大払工法」等の積極的な採用、並びに作業主任者・作業指揮者による作業手順の周知徹底及び作業状況の確認 ☐ ⑨ 足場の点検（悪天候等後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）については、足場点検実務者研修等の修了者から点検者を指名し、確実な点検の実施、点検者の氏名を含めた点検記録の保存 ☐ ⑩ 開口部や作業床の端には、手すり・中さん等の設置及び注意喚起の表示等、「見える化」の推進 ☐ ⑪ 足場設置場所の幅が1m以上ある場合は、原則、本足場を設置（設置幅が1m未満であっても可能な限り本足場を使用する） ☐ ⑫ 低所作業においても必ず適正な保護帽の着用を徹底するとともに、はしご、脚立を使用するときは、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」に基づく措置の実施  「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」 「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月改正）パンフレット リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」
5 建設機械・クレーン等災害の防止（三大災害の絶滅）	☐ ① 作業条件に応じた適切な機械の選定等のリスク低減措置を盛り込んだ作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底 ☐ ② 車両系建設機械・クレーン等の転倒及び転落災害防止対策の徹底 ☐ ③ 運転席でのシートベルトの完全着用 ☐ ④ 作業範囲内の立入禁止措置や作業指揮者・誘導者の配置等、はさまれ・巻き込まれ激突され災害防止対策の徹底

☐	⑤ センサー機能による危険感知システムや転倒時等における運転者の保護構造（ROPS等）の採用等、遠隔操作や無人化施工等による、建設機械・クレーン等の本質安全化の推進	
☐	⑥ 荷のつり上げ作業時における荷姿や玉掛け状況の確認及びつり荷の下への立入禁止措置の徹底	
☐	⑦ 法定有資格者による、車両系建設機械・クレーン等の運転及び玉掛け・玉はずし作業の徹底	
☐	⑧ 玉掛け作業の際には、「3・3・3運動」の実施（30cm地切り、3秒以上停止・荷姿確認、3m荷から離れる）	
☐	⑨ 定期自主検査及び作業開始前点検実施の徹底	
6 倒壊・崩壊災害の防止（三大災害の絶滅）		
☐	① 建築物等の解体工事は、構造物の事前調査に基づく解体工法・作業順序・控えの設置方法等、リスク低減措置を盛り込んだ作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底	
☐	② 足場等は、強度及び風荷重を検討の上、壁つなぎ・控え・筋かい・水平つなぎを十分に設ける等、倒壊防止対策の徹底	
☐	③ 上下水道等の溝掘削工事等における「土止め先行工法」の実施	
☐	④ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の遵守。特に「切羽への立入禁止措置」、「肌落ち防止計画の作成」、「切羽監視員の配置」の確実な実施	
☐	⑤ 斜面掘削作業における崩壊のおそれのある作業場所での日常及び変状時点検や点検者への教育の実施等「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の遵守	
	 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」	 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」
7 転倒災害の防止		
☐	① 作業通路の段差等の解消、通路等のすべり止め等の措置	
☐	② 転倒危険箇所の表示等、危険の「見える化」の実施	
☐	③ 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）等の徹底による作業床、通路等の安全確保並びに照度の確保	
☐	④ 転倒災害防止のためのチェックリストを活用した安全点検の実施	
☐	⑤ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく職場環境の改善の推進	
転倒災害防止のための チェックリスト		
8 交通労働災害の防止		
☐	① 適正な労働時間管理、長時間運転の禁止、交通ハザードマップ等を活用した最適な運行計画の作成等による運行管理の実施	
☐	② 疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施	
☐	③ 運転前後の運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認と結果の記録と保存	
☐	④ 運行管理者・安全運転管理者の確実な選任と職務の遂行	
☐	⑤ 運転中のカーナビや携帯電話の操作等への厳禁	
☐	⑥ 運転日前日における睡眠時間の確保の重要性などについての交通安全教育の実施	
交通労働災害を防止し ましよう「交通労働災 害防止のためのガイ ドライン」のポイント		
9 不安全行動による災害の防止		
☐	① 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない、妥協しない」職場風土づくりの推進	
☐	② 「危険予知活動」、「ヒヤリハット活動」、「ひと声かけあい運動」等の積極的な実施	
☐	③ 安全衛生教育を徹底し、「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止	
☐	④ 現場の危険箇所の「見える化」の推進	
☐	⑤ 建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動の促進	
☐	⑥ 不安全行動を防止するための、災害事例教育の実施	
建災防方式 「新ヒヤリハット報告」		
10 安全衛生教育の実施		
☐	① 「雇入れ時教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育の実施	
☐	② 建設従事者に対する危険体感教育（安全帯ぶら下がり、車両系建設機械等の死角確認、VRの活用等）の実施	
☐	③ 危険有害業務従事者に対する特別教育や特別教育に準じた教育の確実な実施	
☐	④ 職長・安全衛生責任者、作業主任者、危険有害業務技能講習修了者等に対する能力向上教育の実施	
☐	⑤ 外国人作業者にも配慮した安全衛生教育の実施	
11 職業性疾病の防止		
☐	① 建築物等の解体・改修工事における石綿の使用有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査の実施及び石綿ばく露防止対策の確実な実施	
☐	② 橋梁の塗装のかき落とし作業における鉛、クロム、PCB等の有害物へのばく露防止対策の徹底	
☐	③ 金属等の研磨作業・金属アーク溶接作業・はつり・解体作業等に係わる粉じん障害防止対策の徹底	
☐	④ 溶接ヒュームが特定化学物質に位置付けられたことによる健康障害防止措置の徹底	
☐	⑤ 酸素欠乏症や一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底	
☐	⑥ 腰痛及び振動障害の予防対策の徹底	
☐	⑦ 粉じん作業においては、粉じん保護具着用管理責任者を選任し、作業環境に応じた適切な保護具の使用及び保守管理の徹底	
☐	⑧ リスクアセスメント対象物を取り扱う作業での化学物質管理者の選任と、建災防が定めた「建設業における化学物質取り扱い作業リスク管理マニュアル」の積極的な活用、保護具着用管理責任者による有効な保護具の選択、使用状況の管理等の徹底	
「建設業における化学 物質取り扱い作業リス ク管理マニュアル」		
12 熱中症の予防		
改正安全衛生規則の遵守（令和7年6月1日施行）		
☐	① 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知	
☐	② 熱中症のおそれがある作業者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、 ア 現場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等 イ 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知	
職場における熱中症 対策の強化について		
「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の推進		
☐	③ 作業に応じて、適用すべきWBGT基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正值の有無を確認する	
☐	④ WBGT基準値を超えるおそれのある場所で作業を行うことが予定されている場合には、冷房設備の設置等の設備対策を検討し、その実施状況を確認する	
☐	⑤ 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各作業者の暑熱順化の状況を確認する。あらかじめ暑熱順化不足の疑われる作業者はプログラムに沿って暑熱順化を行う必要がある	
建災防「熱中症予防 対策ページ」		

☐ ⑥ 朝礼時等作業開始前において作業者の体調及び暑熱順化の状況を確認する ☐ ⑦ 作業場所の暑さ指数(WBGT)の把握と結果の評価を行う。評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる ☐ ⑧ 職場巡視を行い、作業者の水分及び塩分の摂取状況を確認する ☐ ⑨ 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起する	 働く人の今すぐ使える 令和7年「STOP! 熱中症クールワーク 熱中症ガイド キャンペーン」リーフレット
13 健康管理の推進	
☐ ① 法令で定める雇入れ時及び定期的健康診断及び特殊健康診断の実施とその結果に基づく必要な措置の実施 ☐ ② 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく、必要な措置の実施 ☐ ③ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づき、健康診断や体力チェックにより、高齢作業者の健康状態や体力を把握し、状況に応じて適正配置に取り組む ☐ ④ 事業主による適正な労働時間の把握と、過重労働による健康障害防止対策の推進及び年次有給休暇取得の促進(最低年5日) ☐ ⑤ 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の登録の徹底 ☐ ⑥ 地域産業保健事業、都道府県産業保健支援センター事業、メンタルヘルス対策支援事業の活用	 職場における心とからだの健康づくりのための手引き ～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～
	 エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)
14 現場におけるメンタルヘルス対策の推進	
☐ ① 安全施工サイクル(安全朝礼、KYミーティング及び巡視等)を活用した、「建災防方式健康KY」による心身の健康状態の把握と、「無記名ストレスチェック」の結果に基づいた職場環境の改善 ☐ ② ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指導及びその結果に基づき事業者が講ずるべき適切な措置の実施 ☐ ③ 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相談窓口の活用 毎週月曜日13時～16時(祝日・年末年始を除く) TEL: 03-3453-0974 ☐ ④ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する小規模事業場支援の活用	 建災防方式 健康KY と無記名ストレス チェック
15 関係請負人が実施する対策に対する配慮等	
☐ ① 安全衛生経費の確保等、関係請負人が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮 ☐ ② 立入禁止とする必要があるような危険箇所等では関係請負人に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること ☐ ③ その他関係請負人が上記1から14までの事項を円滑に実施するための指導・支援	 「個人事業主等の安全 衛生対策について」

本週間(7月1日～7日)の実施事項

1. 安全意識の高揚

- (1) 経営トップ等による安全についての所信表明
- (2) 店社又は作業所単位の安全衛生推進大会等の開催
- (3) 優良協力会社や優良な職長等の表彰の実施
- (4) 安全衛生責任者や職長等による職場安全懇談会等の開催
- (5) 家族みんなで安全衛生の大切さを共有

2. 安全活動の実施

- (1) 経営トップ等による現場安全パトロール及び職場の総点検の実施
- (2) 作業所一斉の工事用機械・設備・保護具等の安全点検
- (3) 4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)による作業環境の整備

3. 安全衛生教育・訓練等の実施

- (1) 安全衛生に関する勉強会、講演会等の実施
- (2) 現場緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

4. 「安全の日」の設定のほか、本週間にふさわしい行事の実施

Ⅲ 協会が実施する事項

本部及び支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 「建設業労働災害防止規程」、「第9次建設業労働災害防止5か年計画」、「令和7年度建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
2. 安全衛生に関する広報資料及び最新情報の提供
3. 建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及・定着、リスクアセスメントの確実な実施の促進
4. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の周知と導入の促進
5. 「三大災害絶滅運動」及び「安全施工サイクル運動」の促進
6. 熱中症予防対策など各種安全衛生教育の推進
7. 安全・衛生管理士等の専門家による安全衛生活動に対する指導・支援等の推進
8. 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック等の周知、作業者の健康確保対策の推進
9. 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」へのずい道等建設工事に従事する作業者の健康管理情報や作業従事歴の登録の促進
10. 啓発用ポスター、のぼり、ワッペン等の作成と頒布
11. そのほか、本週間にふさわしい安全衛生活動の実施

資料 1

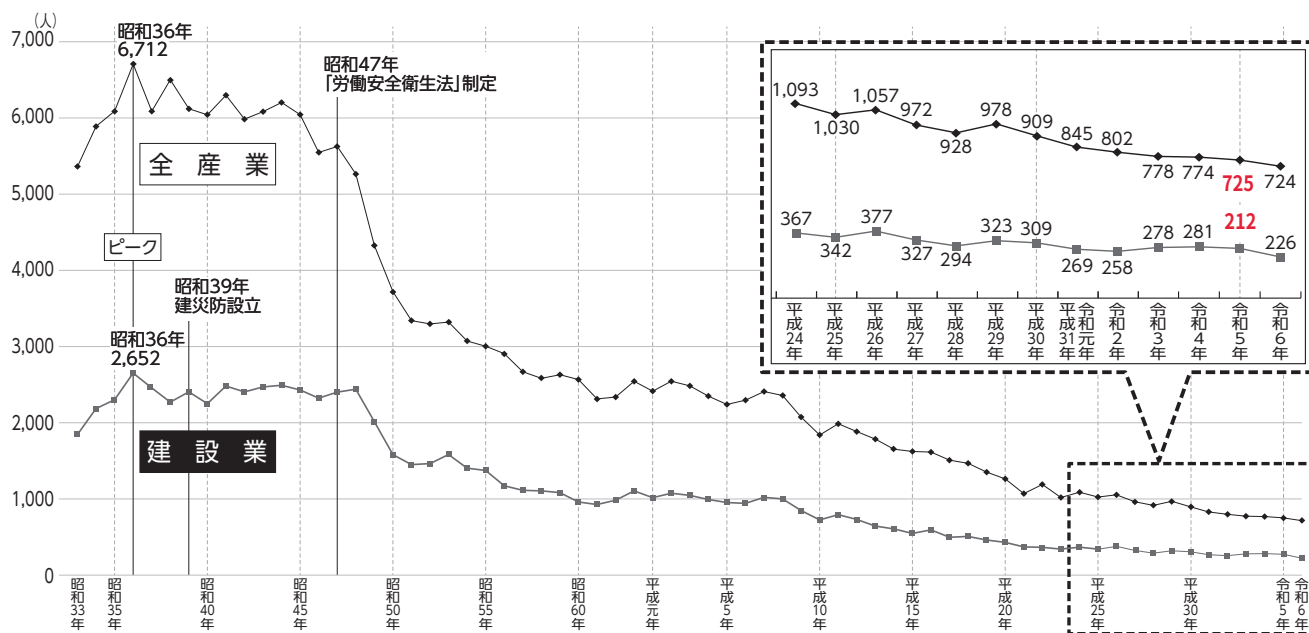
建設業における労働災害の発生状況 (令和7年3月速報値)

※割合(%)の合計は端数処理上100%にならない場合があります。

令和6年確定値が厚労省から公表され次第、建災防ホームページに掲載します。

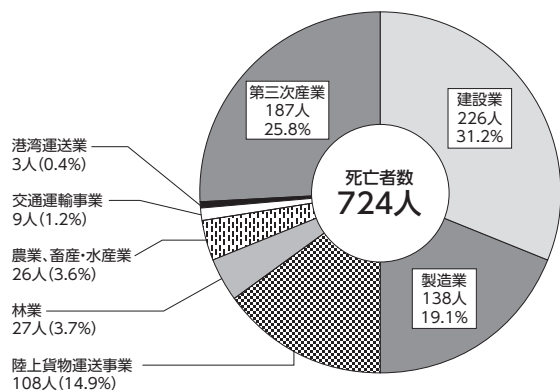


死亡者数の推移 (昭和33年～令和6年)



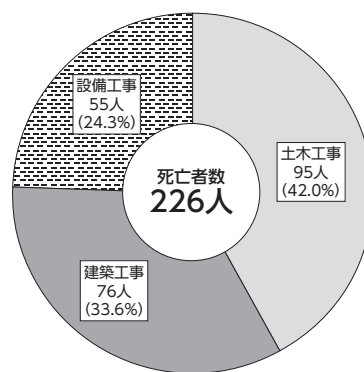
注1：平成23年は、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除きます。
注2：令和5年、令和6年は翌年3月の速報値です。

業種別死亡災害発生状況



◎建設業の死亡災害は226人で、全産業の31.2%を占めています。

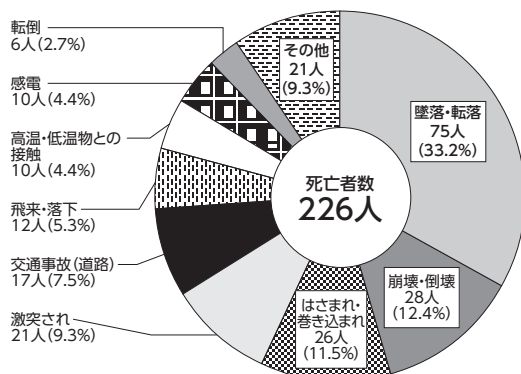
工事の種類別死亡災害発生状況



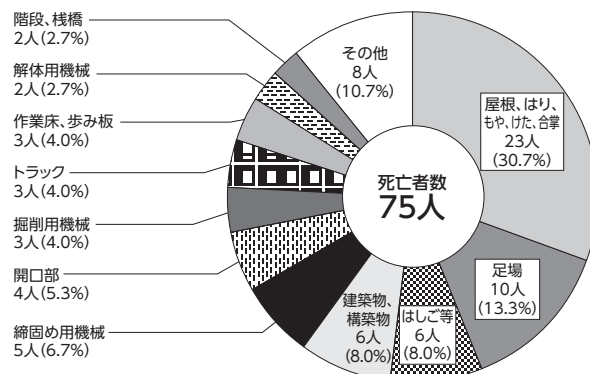
◎工事の種類別では、建築工事76人と土木工事95人で計171人となり、建設業全体の75.7%を占めています。

1 三大災害発生状況

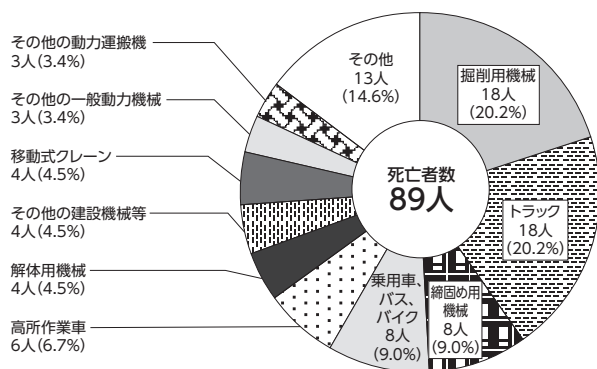
事故の型別死亡災害発生状況



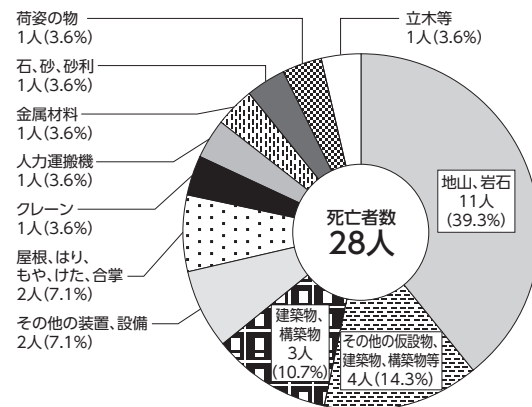
墜落・転落災害



建設機械・クレーン等災害



倒壊・崩壊災害



※「三大災害発生状況」は、「建設業における死亡災害発生状況（起因物・事故の型）」より作成しています。

「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。

2 熱中症による死亡災害発生状況（令和4年～令和6年）

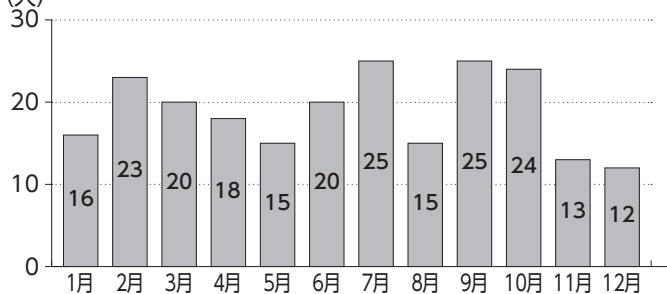
(人)

年	業種 建設業(割合)	全産業	月別発生状況（全産業）					
			5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降
令和6年	8(26.7%)	30	0	0	17	12	1	0
令和5年	12(38.7%)	31	0	1	18	10	2	0
令和4年	14(46.7%)	30	0	10	9	10	1	0

(令和7年1月7日時点速報値)

3 月別死亡災害発生状況（令和6年）

(人)



4 令和6年の休業4日以上之死傷災害発生状況

(人)

事故の型 業種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・はさまれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	無理な動作・動作の反動	その他	分類不能	合計
全産業	20,427	35,850	6,853	5,821	1,881	5,799	13,423	7,340	260	36	3,887	587	104	74	44	65	6,826	126	21,606	2,239	303	133,551
建設業	4,296	1,639	645	1,129	395	784	1,552	1,190	113	8	295	63	44	11	3	10	445	16	923	88	12	13,661
割合(%)	21.0%	4.6%	9.4%	19.4%	21.0%	13.5%	11.6%	16.2%	43.5%	22.2%	7.6%	10.7%	42.3%	14.9%	6.8%	15.4%	6.5%	12.7%	4.3%	3.9%	4.0%	10.2%

5 建設業における死亡災害発生状況（起因物・事故の型）

事故の型 起因物	墜落、 転落	転倒	激突	飛来、 落下	崩壊、 倒壊	激突され	はさまれ、 巻き込まれ	切れ、 こすれ	おぼれ	高温・低温の物 との接触	有害物等との接触	感電	爆発	交通事故 （道路）	交通事故 （その他）	その他	合計	割合 （％）
整地・運搬・積込み用機械	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9%
掘削用機械	3	4	0	0	0	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	8.0%
基礎工事用機械	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9%
締固め用機械	5	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3.5%
解体用機械	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.8%
高所作業車	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6	2.7%
その他の建設機械等	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.8%
その他の一般動力機械	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.3%
動力機械	11	4	0	1	0	10	18	2	0	0	0	1	0	0	0	0	47	20.8%
クレーン	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
移動式クレーン	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	1.8%
エレベータ、リフト	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
その他の動力クレーン等	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
トラック	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	10	0	0	18	8.0%
コンベア	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
不整地運搬車	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9%
その他の動力運搬機	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.3%
乗用車、バス、バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	0	8	3.5%
鉄道車両	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0.9%
その他の乗物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.4%
物上げ装置、運搬機械	5	0	1	1	1	5	7	0	0	0	0	1	0	17	4	0	42	18.6%
圧力容器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
化学設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.4%
送配電線等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	2.7%
電力設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.4%
その他の電気設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.4%
人力運搬機	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
はしご等	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2.7%
玉掛用具	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9%
その他の用具	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
その他の装置、設備	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.3%
その他の装置等	7	0	0	3	3	0	0	0	0	1	1	8	0	0	0	0	23	10.2%
足場	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4.4%
支保工	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
階段、棧橋	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9%
開口部	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.8%
屋根、はり、もや、けた、合掌	23	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	11.1%
作業床、歩み板	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.3%
通路	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
建築物、構築物	6	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4.4%
その他の仮設物、建築物、構築物等	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.2%
仮設物、建築物、構築物等	49	1	0	1	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	27.0%
引火性の物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.4%
可燃性のガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0.9%
その他の危険物、有害物等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.4%
金属材料	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9%
木材、竹材	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
石、砂、砂利	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
その他の材料	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.3%
物質、材料	1	0	0	4	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	11	4.9%
荷姿の物	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
荷	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%
地山、岩石	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	4.9%
立木等	1	0	0	2	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4.4%
水	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	6	2.7%
高温・低温環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	9	4.0%
その他の環境等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1.3%
環境等	2	1	0	2	12	6	0	0	5	9	0	0	0	0	0	2	39	17.3%
起因物なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.9%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.9%
合計	75	6	1	12	28	21	26	2	5	10	2	10	3	17	4	4	226	100.0%
割合（％）	33.2%	2.7%	0.4%	5.3%	12.4%	9.3%	11.5%	0.9%	2.2%	4.4%	0.9%	4.4%	1.3%	7.5%	1.8%	1.8%	100.0%	

※この統計表は、厚生労働省が公表している事故の型別の分類より作成しています。

資料2

令和7年度全国安全週間行事計画表(例)

この週間行事計画表を参考にして、現場独自の「安全週間行事計画表」を作成しましょう。

行事 月日	項目	実施内容	行事 月日	項目	実施内容
7月1日(火)	趣旨徹底の日 (国民安全の日)	1. 社長メッセージの伝達 2. 「安全の誓い」による作業員の決意表明 3. 安全週間の意義と重要性の強調並びに 行事予定の説明 4. 安全衛生集会の開催 5. 安全に関するポスター、たれ幕等の掲示	4日(金)	安全教育の日	1. 熱中症予防に関する教育の実施 2. 事例研究会等の開催 3. 「不安全行動防止」「ヒヤリハット」に 関する検討会の実施 4. DVD等の視聴覚教材を活用した安全 衛生教育の実施 5. 緊急時訓練の実施
2日(水)	総点検の日	1. 保護帽・安全帯・手袋・防じんマスク 等の保護具の点検と着装の確認 2. 工事用機械・工具・足場等の作業設備・ 作業環境等の点検・整備	5日(土)	ゆっくりと休養	
3日(木)	パトロールの日	1. 安全パトロールの実施 2. 足場等からの墜落・転落防止対策の確認 3. 車両系建設機械の月例・日常点検の確認 4. 有資格者の配置の確認 5. 持込機械等使用届の処理と持込機械受 理証(ステッカー)の添付の有無の確認	6日(日)	明日への労働に備えて英気を養う	
			7日(月)	反省の日 (安全会議・安全 大会等の開催)	1. 安全週間を通しての反省、今後の安全 管理のあり方・取り組み方等について 討議・検討 2. 優良協力会社・作業グループ、個人等 の表彰

令和7年度 全国安全週間・STOP! 熱中症クールワークキャンペーン用品のご案内

安全週間ポスター

№1 新内 真衣(元乃木坂46) №760101
№2 夏の上高地(スローガン) №760102
B2判(73×52cm)
定価各275円 会員価格各242円 印50枚以上



№2 夏の上高地(スローガン)

安全週間ワッペン

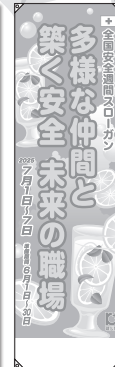


№780030
10枚1組 ビニール製
(7.5×6cm)
定価1,100円
会員価格990円
印50組以上

安全週間のぼり



(安全週間)



(スローガン)

安全週間
№880010
ポリエステル製
(240×70cm) 紐付
定価2,024円
会員価格1,815円
印5枚以上

スローガン
№880011
ポリエステル製
(240×70cm) 紐付
定価2,024円
会員価格1,815円
印5枚以上

安全週間横幕



安全週間 №880020
ポリエステル製
(70×220cm) 紐付
定価2,024円 会員価格1,815円



スローガン №880021
ポリエステル製
(70×220cm) 紐付
定価2,024円 会員価格1,815円

STOP! 熱中症クールワークキャンペーンポスター・のぼり



新内 真衣
№760701
B2判(73×52cm)
定価275円
会員価格242円
印50枚以上



№880910
ポリエステル製
(240×70cm) 紐付
定価2,024円
会員価格1,815円
印5枚以上

*表示価格：消費税込み

●お問い合わせ・お申し込み先
建災防会員のお客様と建災防会員でない
お客様では申し込み先が異なります。
詳しくはホームページまたは教材開発
センター等でご確認ください。
建災防 教材開発センター
TEL: 03-3453-3391



●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課 (TEL 03-3453-8202) までお願いします。

広報企画委員会 委員名簿

(敬称略、社名の五十音順)

委員長 豊澤 康男 (一社) 仮設工業会 会長
委員 日下 正見 (株) 大林組 安全本部 建築安全管理室 担当部長
〃 神田 道宏 清水建設(株) 安全環境本部 安全部長
〃 稲 直人 大成建設(株) 安全本部 安全部長

委員 松岡 香世子 (株) 竹中工務店 生産本部 役員補佐 (安全環境担当)
〃 尾下 真規 飛鳥建設(株) 安全環境部 部長
〃 石沢 正弘 (一社) 日本建設業団体連合会 副会長
〃 青木 亨 前田建設工業(株) 安全環境部長